42. 103. 01

商標法第4条第1項第3号及び同第5号の解釈について

商標法第4条第1項第3号においては「国際連合その他の国際機関」、また同法第4条第1項第5号においては「日本国又はパリ条約の同盟国、世界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国の政府等」自身が出願人である場合においても上記条項を適用する。

(説 明)

1. パリ条約との関係

商標法第4条第1項第1号~第6号は、公益的不登録事由として列挙される規定であるが、商標法第4条第1項第3号及び同第5号はパリ条約第6条の3(1)(a)及び(b)の規定を受けて設けられたものであり、当該条約上の目的とするところは、「同盟国の国の紋章、旗章その他の記章……等及び同盟国が加盟している政府間国際機関の紋章、旗章その他の記章……等については、工業所有権の対象としての保護というよりは、特定の状況の下では、そのような対象となることから排除することにより、国家、機関等の主権の象徴の使用を管理する当該同盟国、国際機関等の権利と尊厳を保護することにある。」と考えられる。

2. 商標法第4条第1項第6号と同法第4条第2項との関係

現行の商標法の規定をみると、同法第4条第2項において、商標の公益的不登録事由(同法第4条第1項第1号~第6号)のうち、第6号のみに関し、本人が出願をするときは同号の規定を適用しないこととしているのは、公益団体等の権威を保護するとともに、これらの団体により行なわれる事業を含めた公益事業の著名標章を出所表示として保護するという、二重の目的を有しているからである。

即ち、当該団体等が自ら商品又は役務に商標を使用することも多分にあり得るし、また当該標章が他人によって商品又は役務に使用された場合に需要者、取引者が商品又は役務の出所について混同を生ずるおそれがあるため、一般の公衆を保護する必要上設けられたものと解される。

3. 商標法第24条の2 (商標権の移転)、同法第30条 (専用使用権) との関係

商標権の移転及び専用使用権の設定について規定した商標法第24条の2、同法第30条において、同法第4条第2項の規定に係る商標権に公益維持の見地から一定の制限を課し、譲渡及び専用使用権の設定は同規定の立法趣旨に反するものとして禁止している。

しかし、同法第4条第1項第1号~第5号に係る自己の記章、標章等について商標登録を認めた場合、当然同法第24条の2、同法第30条においては商標権の譲渡及び専用使用権の設定の制限は課されないため自由な権利の移転及び専用使用権の設定が認められることになり、商標法第4条第1項第1号~第5号及びパリ条約第6条の3の規定の立法趣旨に反するばかりでなく、当該商標の付された商品又は役務の出所について公衆を誤認させるおそれも生ずる。

以上の諸点を総合して考えると、国家、国際機関等が経済産業大臣の指定する自己の記号、標章等を出願してきたときは、当該記号、標章等は産業財産権の対象として保護すべきものとは認められないと解するのが相当である。

したがって、上述のとおり取り扱うこととする。